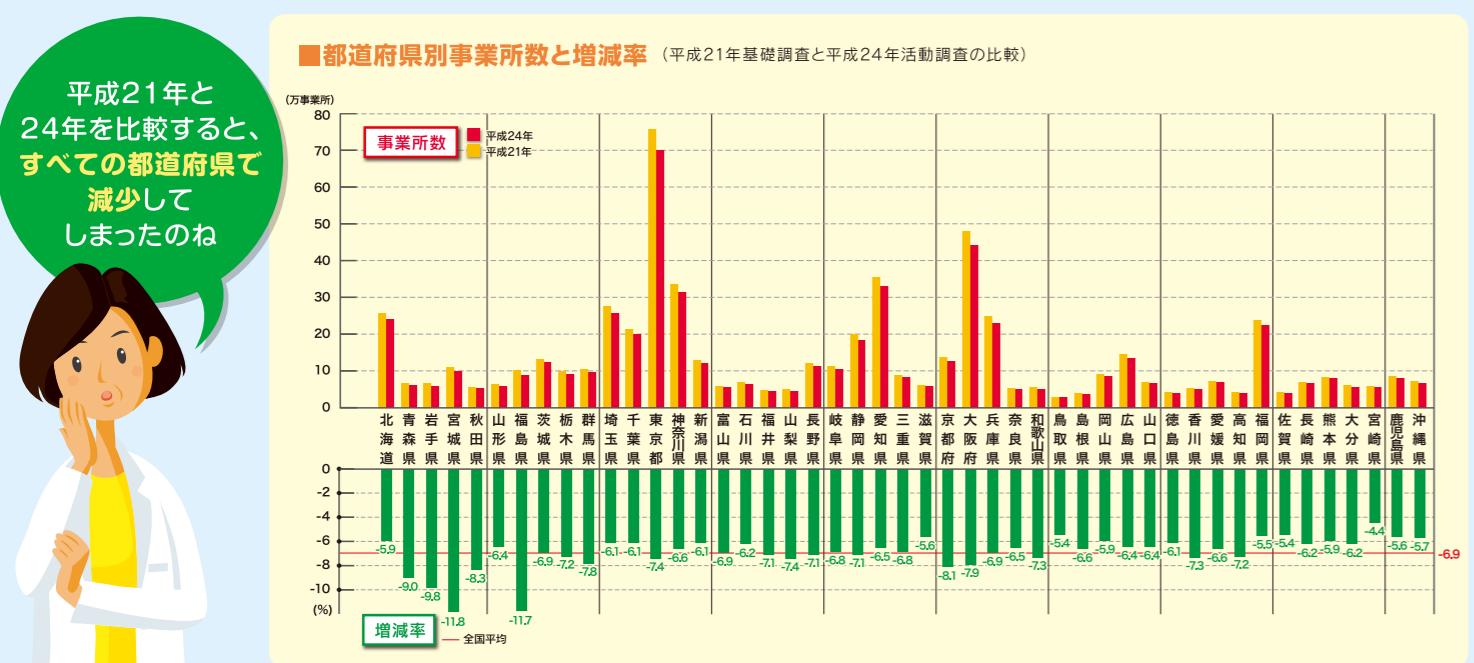
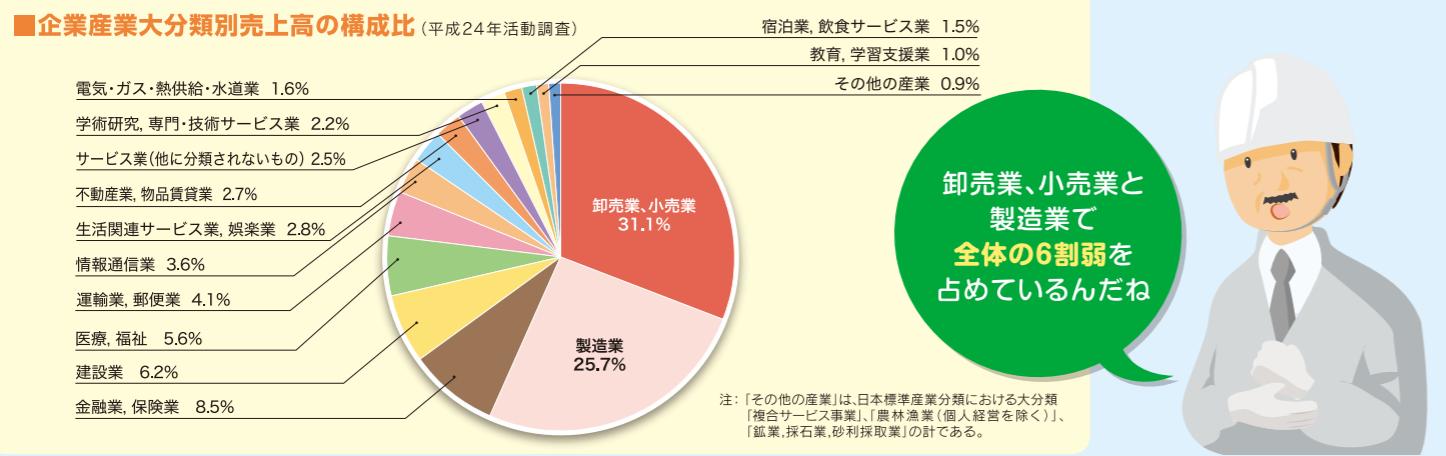


調査結果から何がわかるの?



▶ このように、産業分類別、地域別に集計することにより、経済活動の状況を把握することができ、日本全体の経済活動の変動や動向が明らかになります。

調査結果はどのように利用されているの?

▶ 「経済センサス」の調査結果は、国及び地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。

●各種法令に基づく利用及び各種政策立案のための利用

- ▶ 地方消費税の清算をする際の基礎資料
- ▶ 商店街等の活性化の目標値及び実績数値
- ▶ 中小企業事業資金融資斡旋事業のための基礎数値
- ▶ 中小製造業等設備投資補助金(消費増税対策)の制度設計
- ▶ 人口減少問題対策における基礎資料
- ▶ 地域防災計画の策定
- ▶ 新幹線新駅建設構想策定のための基礎数値

●教育分野における利用

- ▶ 小・中学校の社会科の副読本(補助教科書)の参考資料

経済センサス

活動調査

平成28年

経済センサス

活動調査

あなたの調査票で日本経済の「いま」を明らかに!

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施します。



調査はどのように行われるの?

調査の期日

平成28年6月1日現在で行います。

法的根拠

経済センサス-活動調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)という法律に基づく基幹統計調査として実施します。

調査の対象

全国すべての事業所・企業が対象となります。

主な調査事項

名称及び電話番号、所在地、経営組織、従業者数、主な事業の内容、消費税の税込み記入・税抜き記入の別、売上(収入)金額、費用総額及び費用項目、事業別売上(収入)金額、電子商取引の有無及び割合など。

オンラインで回答てきて
便利だな。

カタカタ……

「事業所」とは?

- ▶ この調査で回答していただく「事業所」とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が、
 - ① 単一の経営主体のもと(グループ企業は含めません)で、
 - ② 一定の場所を占めて、
 - ③ 従業者と設備を有し、
 - ④ 繙続的に行われているものをいいます。場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別の事業所とします。
- ▶ 管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

「事業所」の例

※従業者を有し、一定の場所・区画を占めて事業・活動が行われていれば、ここに例示したもの以外であっても、事業所に含めます。



ぜひ

オンラインでご回答ください!



調査の方法

単独事業所(純粹持株会社及び資本金1億円以上を除く)

新設された事業所

▶ 都道府県知事が任命した調査員が訪問いたします。

など

▶ 平成28年5月中に事業所の新設・廃業等の確認や調査票への回答依頼、配布を行います。

▶ 回答は「オンライン」か「紙の調査票」を選択できます。

▶ 紙の調査票での回答の場合には、調査員が回収に伺います。

支所等がある企業

単独事業所(純粹持株会社及び資本金1億円以上)

など

▶ 国が郵送にて実施します。

1 調査に向けての事前確認
(平成27年9月から)

▶ 企業の支所・支社・支店等の新設・廃止や事業内容等を確認するため、平成27年9月から対象となる企業宛てに「企業構造の事前確認票」を郵送します。

▶ 印字されている内容を確認・修正していただき、調査票の回答方法(オンラインか郵送による回答)をご回答ください。

2 調査票の配布・回答
(平成28年5月から)

▶ 事前確認させていただいた結果に基づいて、オンライン回答用のID又は事業内容に応じた調査票を平成28年5月中に郵送します。

▶ 企業全体の数字とともに、支所等ごとの従業者数や売上金額などについても本所等においてご回答ください。

「チェーンなどの店舗」について

同一経営主体となる例
(本所・支所の関係です)

▶ フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店

▶ フランチャイズ・チェーンの加盟店を経営する事業主(企業)が経営するすべての店舗

同一経営主体とならない例
(本所・支所の関係ではありません)

▶ フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店(別経営)

▶ 親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所



統計法に基づく調査

統計法(平成19年法律第53号)(抄)

第二条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。(後略)
- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するものイ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

統計法第二条第四項第三号による基幹統計とみなす統計に関する件
(平成21年4月1日総務省告示第216号)(抄)/(別表抜粋)

経済構造統計 すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。

なんばんじょ。

